

## 労働者派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、労働者派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備にも努めてまいります。

### 令和3年度 愛知県シルバー人材センター連合会 名古屋市事務所 シルバー派遣事業概要

- |   |                           |            |
|---|---------------------------|------------|
| 1 派遣労働者数                                      | 681名 (令和3年度事業報告)          |            |
| 2 派遣先の数                                       | 195社 (令和3年度事業報告)          |            |
| 3 マージン率                                       | 20.9%                     |            |
| 4 派遣料金の平均額                                    | 10,459円                   | ※ 1日8時間当たり |
| 5 派遣会員の賃金の平均額                                 | 8,271円                    | ※ 1日8時間当たり |
| 6 派遣法第30条の4第1項の労使協定を提供しているか否か<br>労使協定を締結していない |                           |            |
| 7 教育訓練に関する事項                                  | 就業に必要な各種講習等               |            |
| 8 その他の事項                                      | 労災保険、有給休暇制度、指定宿泊施設会員割引制度等 | ※1         |

※1：指定宿泊施設の詳細は、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページ内「指定宿泊施設」参照。

#### ※ 社会保険・厚生年金・雇用保険について

シルバー派遣事業における就業は、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に限定されており、所定労働時間が週20時間未満のため、適用対象外です。

(所定労働時間が週20時間を超える等、加入要件を満たす場合は適用されます。)